

受給資格期間の短縮

現在の無年金者数

- 無年金見込み者を含めた無年金者は、最大で118万人と推計されている。
- そのうち、一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で42万人と推計されている。（平成19年旧社会保険庁調べ。）

無年金者数

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	
60歳未満	45万人	} 118万人
60歳～64歳	31万人	
65歳以上	42万人	

(現時点において25年に満たない者)
—
(65万人)
(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

- 65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても納付済み期間が年金受給に必要な25年に満たない者（約42万人）の納付済み期間を分析すると、10年以上25年未満の者が約4割、10年未満の者が約6割、となっている。

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

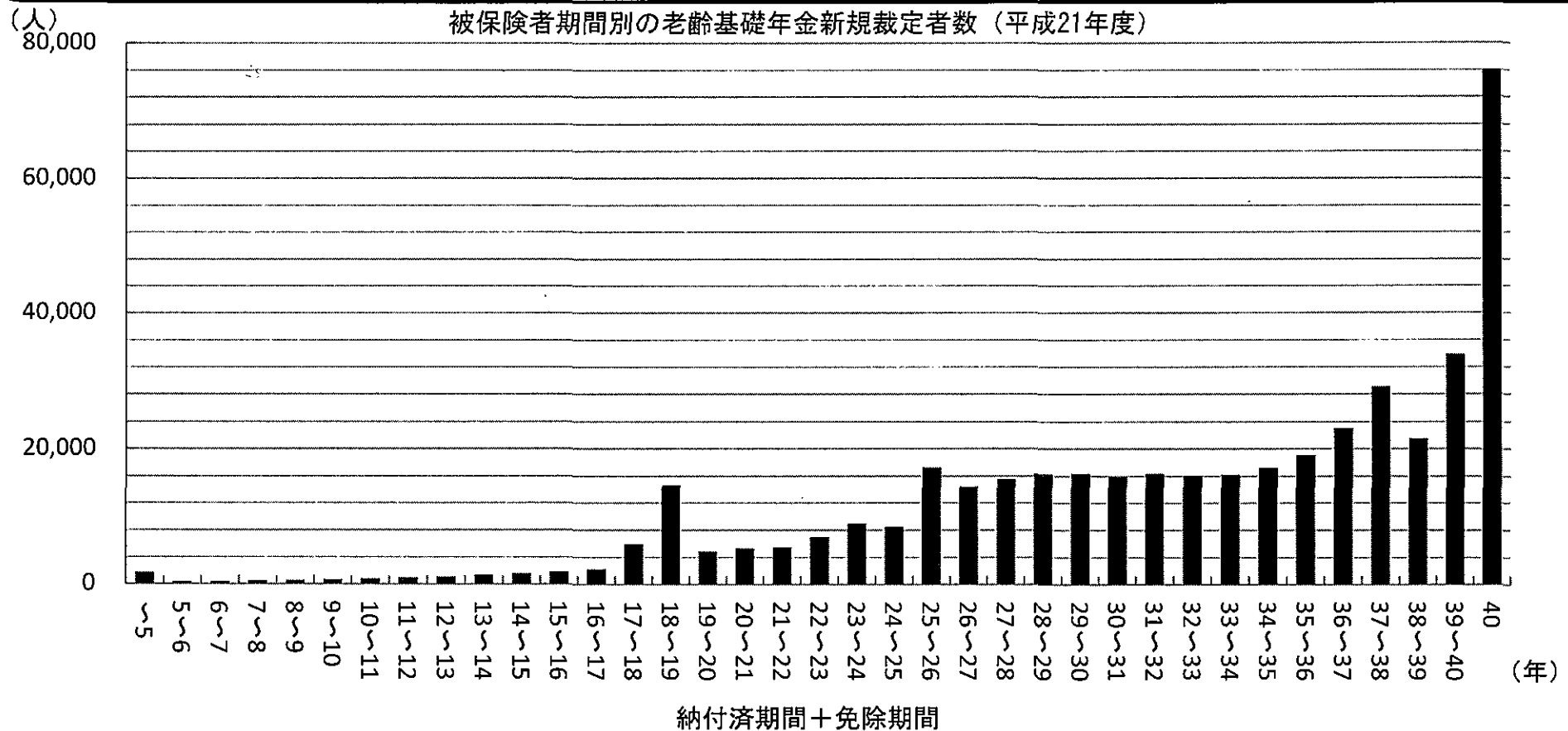
※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

老齢基礎年金の新規裁定者の納付状況の分析

- 老齢基礎年金を新規に裁定される者（※）の納付状況を分析すると、全体としては納付期間が長くなるほど人数が増加している。25年に着目すれば、25年に達したところで人数が増え、25年を超えると一旦人数が減少するという傾向が見られる。

（※）新規に裁定される者とは、その者にとって初めて年金の裁定行為がなされた者をいう。例えば、老齢基礎年金の裁定より前に、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けている者などは、分析に含まれておらず、基本的には2号期間がない又は短い者であると考えられる。



（平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況）

（注）被保険者期間（＝納付済期間＋免除期間）には、合算対象期間は含まれないため、25年未満の者が存在している。

例えば、平成21年（2009年）に65歳に達する者は、昭和61年（1986年）当時42歳であるため、昭和61年の第3号被保険者制度創設前に、専業主婦であって任意加入していなければ、その後の保険料納付済期間は、18～19年となっていると考えられる。

《参考：諸外国における年金の受給資格期間等について》

○ 日本の年金制度は、無業者も含めて強制適用対象としつつ、所得のない者は保険料免除を受けることを可能としているため、諸外国と比べて受給資格期間が長い。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	40加入四半期 (10年相当) (*)	なし (**)	5年	なし	なし (***)
強制適用対象者	無業者も含む 国民皆年金	被用者及び年収400 ドル(約32,400円) 以上の自営業者	男性は16歳から65歳ま で、女性は16歳から60 歳までで一定所得以上 の被用者(週110ポンド (約14,410円)以上) 及び自営業者(年5,075 ポンド(約664,825円) 以上)	民間被用者及び一 部の職業に従事す る自営業者(弁護 士、医師等)	被用者 及び 自営業者	一定所得以上の被 用者及び自営業者 (年17,935クロー ネ(約233,155円) 以上)
無業者の 取扱い	強制適用対象	対象外	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外

※ 換算レートは2010年8月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(1ドル=81円 / 1ポンド=131円 / 1クローネ=13円)による。

(*) 1,120ドル(2010年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

(**) 2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、1945年4月6日より前に生まれた男性及び1950年4月6日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金給付にはそれぞれ11年又は9,75年の被保険者期間が必要。

(***) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。

(資料出所) ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2008 / The Americas, 2009

・ The Mutual Information System on Social Protection

・ 財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済」(2010年1月)ほか

現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行制度	40年	65,741円	49,308円	32,875円
	25年	41,091円	30,816円	20,541円
受給資格期間短縮後	20年	32,875円	24,650円	16,433円
	10年	16,433円	12,325円	8,216円
	5年	8,216円	6,166円	4,108円

※1 国庫負担割合を1/2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年（半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提）あり、残りの20年は未納として計算

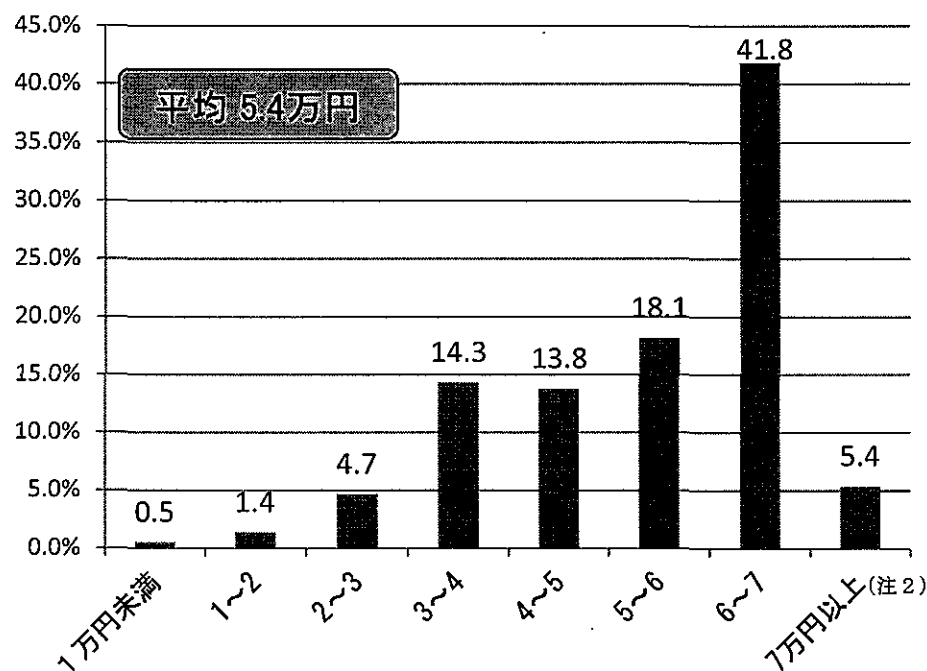
※3 年金額は平成23年度

低所得者への加算

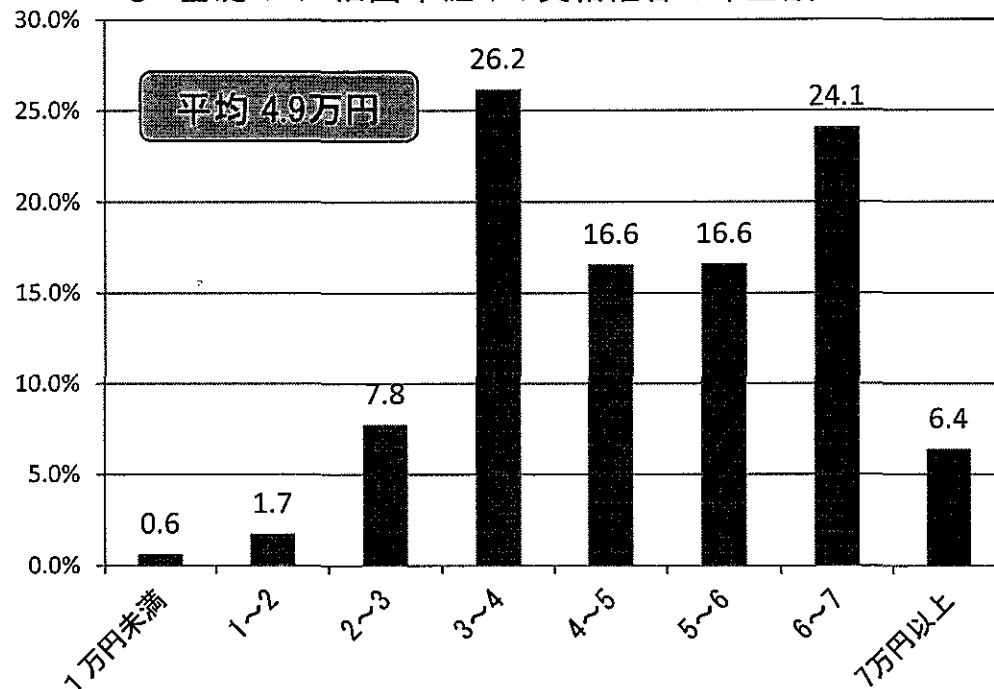
老齢基礎年金の年金月額の分布

- 老齢基礎年金等の受給権者（21年度末で約2,500万人）の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台、3万円台が多くなっている。
- これをいわゆる1階部分（基礎のみ・旧国民年金老齢年金）のみの年金受給権者で見た場合には、月額3万円台が最も多く、次いで6万円台が多くなっている。

○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額



○ 基礎のみ・旧国年(注1)の受給権者の年金額



(注1) 基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5年年金を除く。）をいう。

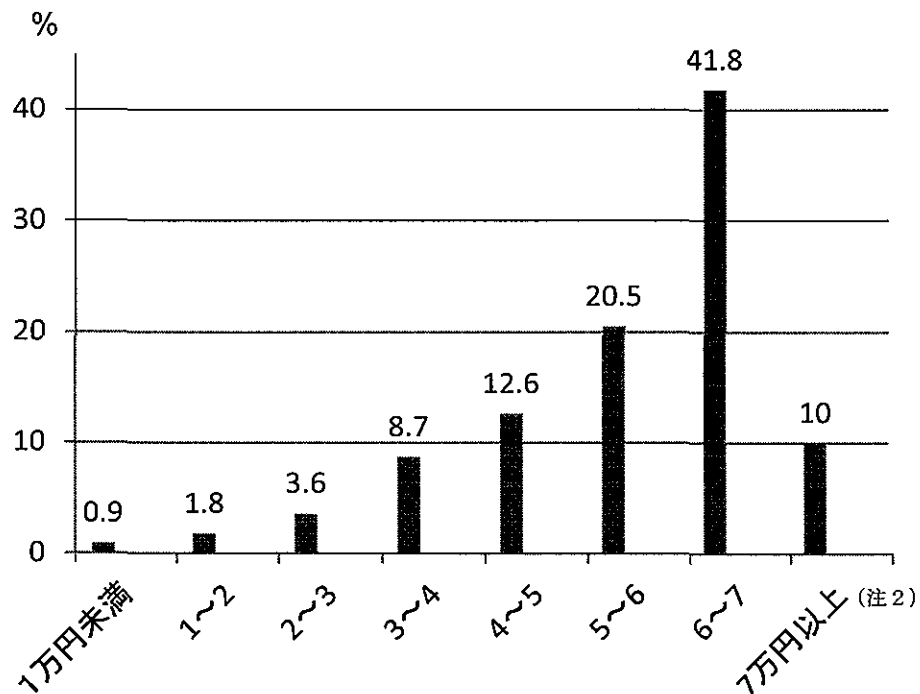
(注2) 老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

繰上げ・繰下げ受給の影響

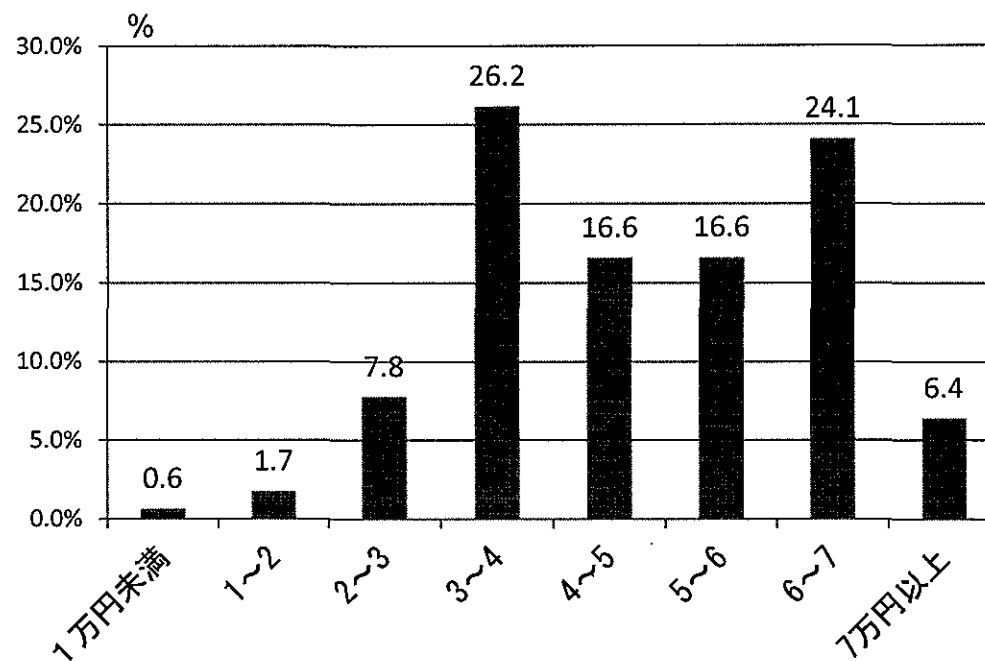
- いわゆる1階部分のみの受給権者の年金月額については、繰上げ・繰下げの影響を除去した場合には、6万円台である者が41.8%と最も多い。
- 一方で、実際に支給されている額である繰上げ・繰下げの影響を含めた場合の年金月額については、3万円台である者が26.2%と最も多く、年金月額4万円未満である者が36.3%を占めている。

【老齢基礎年金の年金月額の分布(注1)】 (平成21年度末現在)

〔繰上げ・繰下げの影響を除去した場合〕



〔繰上げ・繰下げの影響を含めた場合〕



(注1) 新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者(5年年金を除く)の受給権者の年金月額の分布。

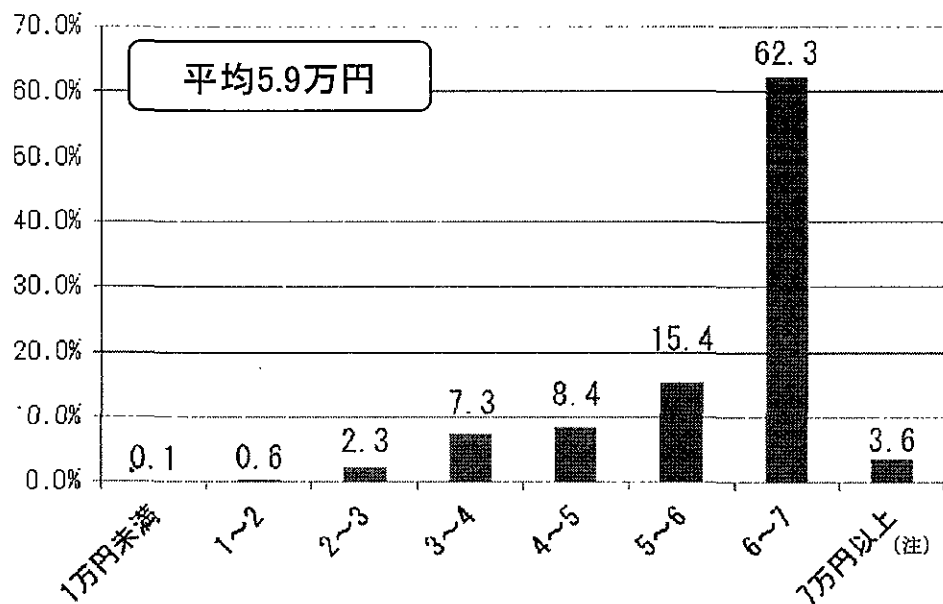
(注2) 老齢基礎年金の満額が6.6万円にもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

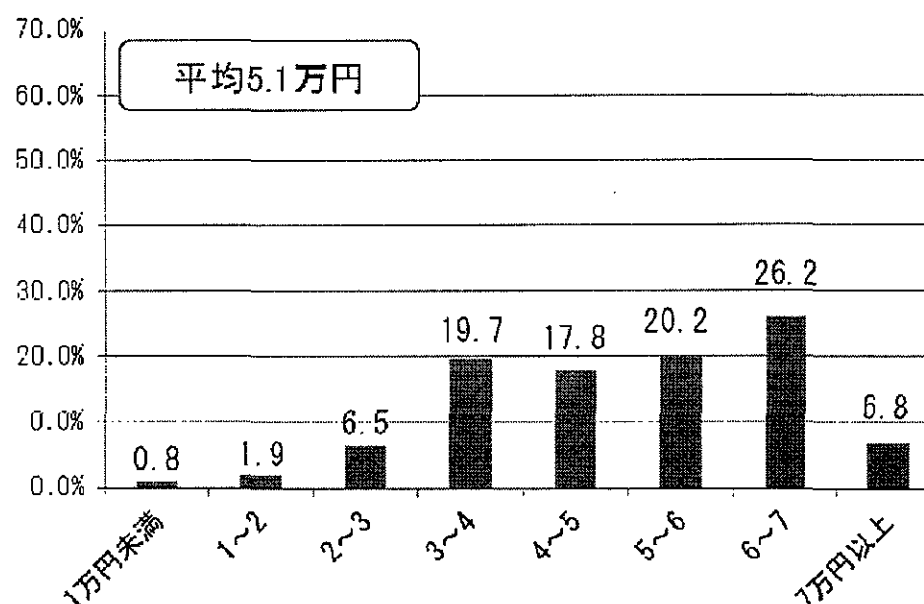
いわゆる2階部分も含めて受給権を有する者の年金月額分布（男女別）

- 老齢基礎年金等の受給権者の年金額は、男性平均が月額5.9万円、女性平均が月額5.1万円となっており、男性の方が高い。
- 男性では月額6万円台が62.3%と突出しているのに対し、女性では月額6万円台が26.2%と最も多いものの、3～5万円台も概ね20%程度で分散している。

○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額（男性）



○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額（女性）



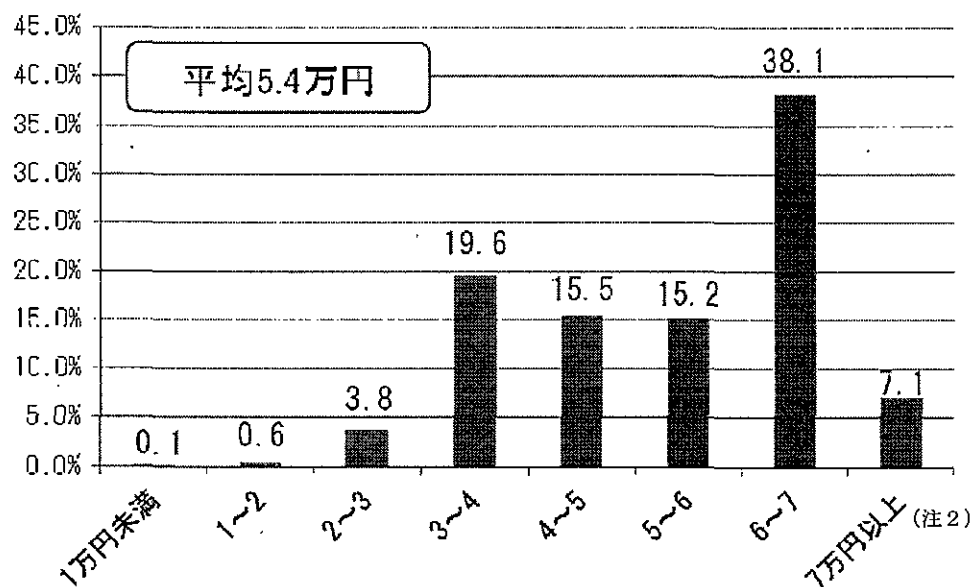
(注) 老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

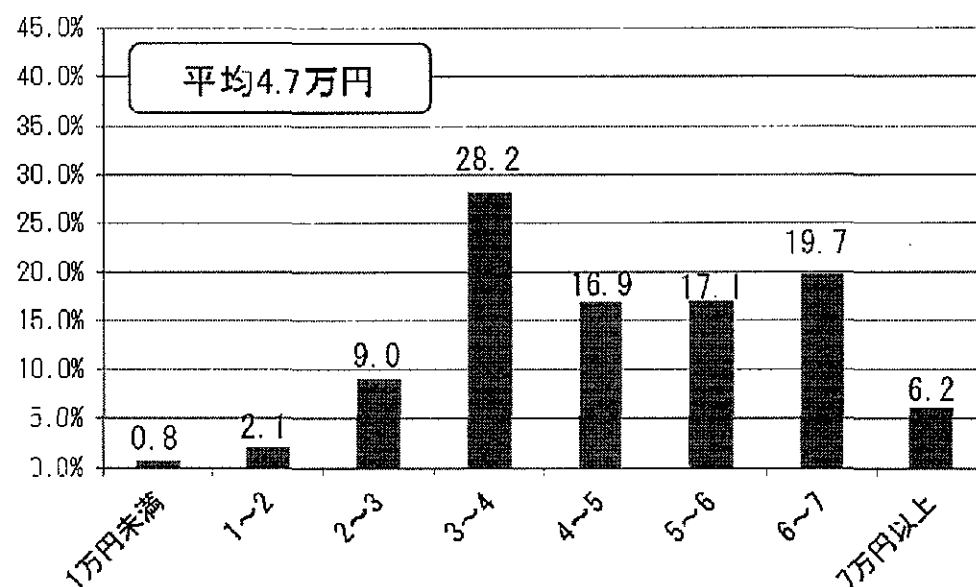
いわゆる1階部分のみの受給権者の年金月額分布（男女別）

- 老齢基礎年金のみ（旧国民年金老齢年金含む）の受給権者の年金額は、男性平均が月額5.4万円、女性平均が月額4.7万円となっており、男性の方が高い。
- 男性では月額6万円台（38.1%）が最も多く、女性では月額3万円台（28.2%）が最も多くなっている。

○ 基礎のみ・旧国年（注1）（男性）



○ 基礎のみ・旧国年（女性）



（注1）基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5年年金を除く。）をいう。

（注2）老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

（平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況）

低年金が発生する理由

◎ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと

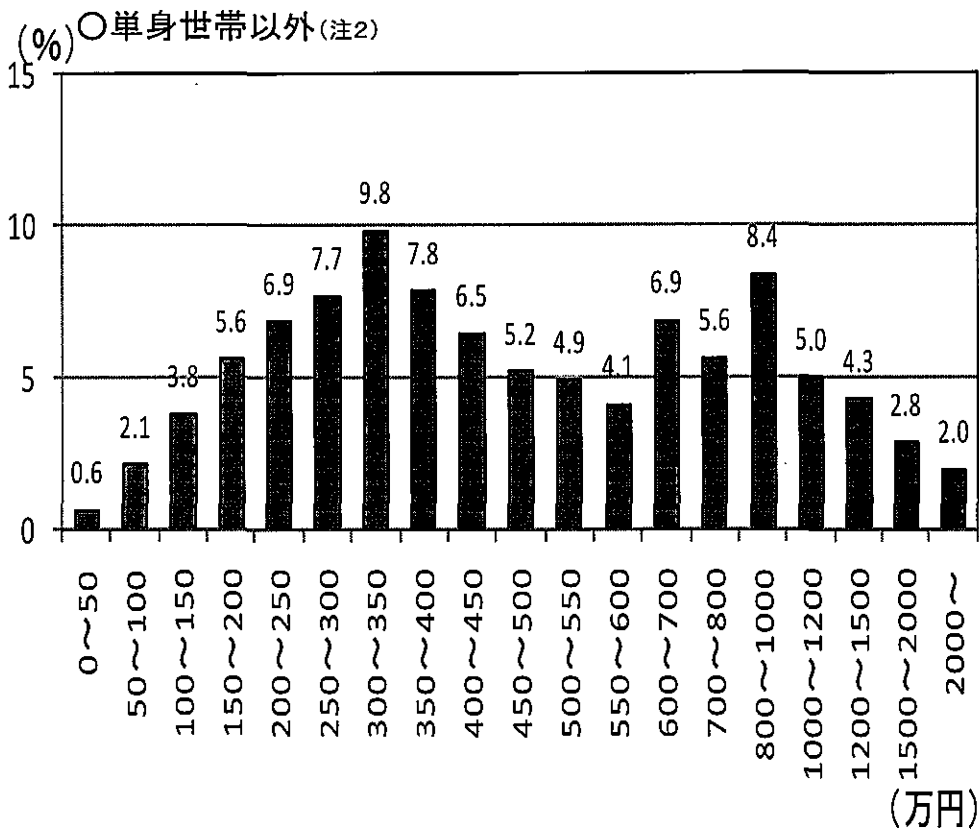
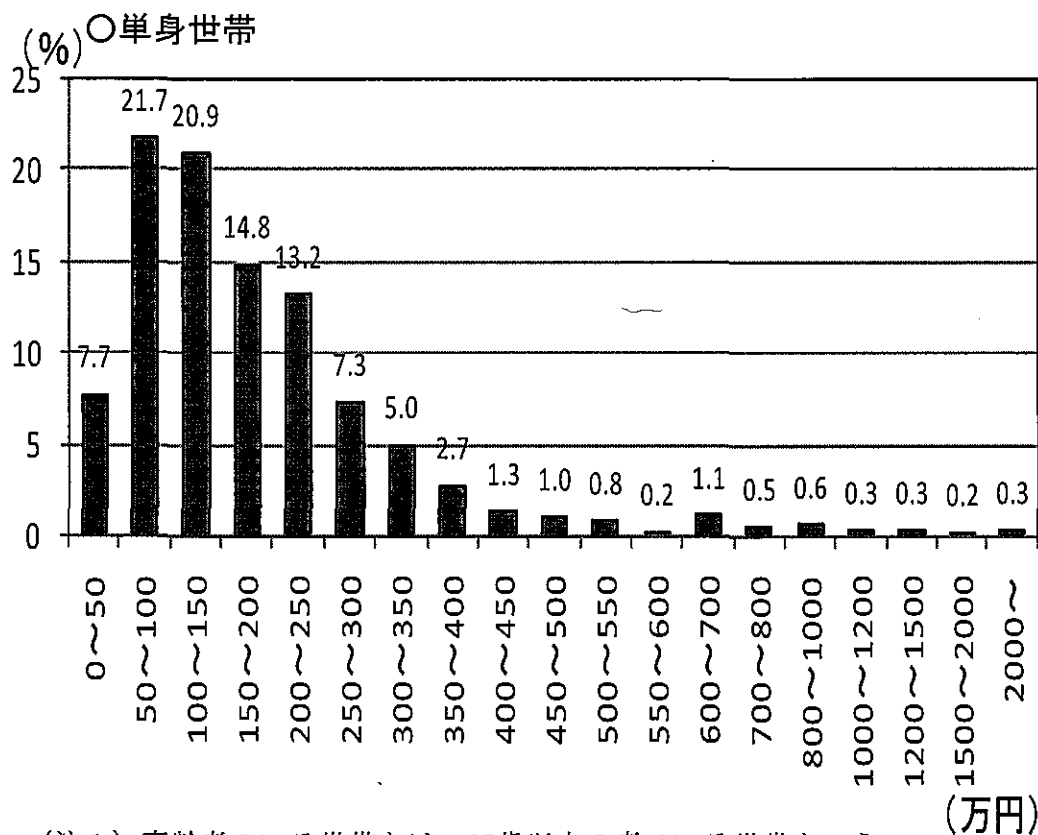
- ・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者
⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間（いわゆる「カラ期間」）となるので、年金額の計算には反映されない。
- ・ 被保険者期間に免除期間を有する者
⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる（平成20年度までの期間の場合）。
- ・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者
⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数（原則40年）に満たなくなって低年金となったり、受給資格期間（原則25年）に満たない場合には、無年金状態になったりする。

◎ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること

- ・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。
- ・ 老齢基礎年金等の繰上げ受給を選択した者の割合は、平成21年度においては、受給者全体で約44%、新規裁定者で約23%。なお、かつては新規裁定者のうち8割近くが繰上げ受給を選択していたこともあった。

高齢者のいる世帯の所得分布

- 高齢者のいる世帯^(注1)の所得^(注2)については、単身世帯においては、年額50万円以上100万円未満である世帯が最も多く、年額150万円未満である世帯が半数以上を占めている。
- 単身世帯以外^(注3)においては、年額300万円以上350万円未満の世帯が最も多く、年額350万円未満である世帯が1/3以上を占めている。



(注1) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上の者のいる世帯をいう。

(注2) 国民生活基礎調査の「所得」は、給与収入、年金収入、事業所得（売上げから必要経費を控除した額）等の合計を指す。

(注3) 単身世帯以外については、高齢者以外の世帯員の所得も含んでいるため、必ずしも高齢者の所得ではない。

年金額の基本設計

① 基礎年金（満額を定額で設定）

- 国民年金の一月の保険料は、1万5,020円（平成23年度）
- 基礎年金の額は、平成23年度は月額で単身6.6万円、夫婦13.1万円（保険料を40年間納付した場合）

- ※ 年金を受給するためには、保険料納付済期間、保険料免除期間、カラ期間の合計が25年以上であることが必要。
（カラ期間とは、専業主婦や学生が、加入義務がないために制度に加入していなかった期間をいう。年金額には反映されない。）
- ※ 第2号被保険者期間、第3号被保険者期間については、保険料納付済期間に含まれる。
- ※ 保険料免除期間は、全額免除の場合は、2分の1（平成20年度以前は3分の1）として年金額を計算する。半額免除等の場合は、4分の3（同3分の2）等とする。
- ※ 国民年金保険料を25年間納付した場合の年金額は、月額で単身4.1万円。

$$\left[\text{約6.6万円} \times \frac{25\text{年}}{40\text{年}} = \text{約4.1万円} \right]$$

② 厚生年金（報酬比例）

- 厚生年金の保険料率は、16.412%（平成23年9月～平成24年8月）
- 厚生年金の額は、以下の計算式により算出。

$$\left[\begin{array}{c} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{7.125}{1000} \times \begin{array}{c} \text{平成14年度までの分} \\ \text{平成15年3月までの} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{平均標準} \\ \text{報酬額} \end{array} \times \frac{5.481}{1000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年度以降の分} \\ \text{平成15年4月以降の} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right]$$

注1) 1000分の7.125 や1000分の5.481 の乗率は、生年月日により異なる。 注2) 賞与を含めた年収を12で除した額。

- ※ 上記の計算式は、平成12年改正後のものであるが、これによる年金額が改正前の計算式による年金額を下回る場合には、改正前の年金額を支給している。
- ※ 過去の収入は、現在の水準に評価し直して計算（例えば、昭和40年度の給与は約7倍換算して計算）する。（＝再評価）
- ※ 平均月収36万円で40年間加入した場合（配偶者は、第3号被保険者）を想定した夫婦2人分の標準的な額（月額）は、231,648円（平成23年度）。（老齢厚生年金100,166円 + 老齢基礎年金65,741円×2）

老齡基礎年金の年金月額分布

(平成21年度末)

年金月額	総 数							
	合 計 (割 合)		男 子	女 子	基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計 (割 合)		男 子	女 子	合 計 (割 合)	男 子	女 子	
	25,014,879	100.0%	10,838,209	14,176,670	8,550,449	100.0%	2,037,041	6,513,408
万円以上 万円未満								
～ 1	129,470	0.5%	11,594	117,876	54,359	0.6%	1,577	52,782
1 ～ 2	341,323	1.4%	65,999	275,324	149,560	1.7%	12,328	137,232
2 ～ 3	1,164,962	4.7%	248,496	916,466	663,623	7.8%	77,511	586,112
3 ～ 4	3,583,278	14.3%	785,899	2,797,379	2,237,235	26.2%	398,600	1,838,635
4 ～ 5	3,444,736	13.8%	914,790	2,529,946	1,417,793	16.6%	315,210	1,102,583
5 ～ 6	4,539,873	18.1%	1,671,294	2,868,579	1,420,620	16.6%	309,994	1,110,626
6 ～ 7	10,467,009	41.8%	6,754,631	3,712,378	2,060,363	24.1%	777,007	1,283,356
7 ～	1,344,228	5.4%	385,506	958,722	546,896	6.4%	144,814	402,082
平均月額(円)	54,258		59,166	50,506	48,921		53,875	47,371

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者(5年年金を除く)の受給権者をいう。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

所得保障施策における基礎年金の位置づけ

① 基礎年金の水準の位置づけ

- ・ 基礎年金の水準は、老後の生活の基礎的部分を保障するものとして決定されている。
- ・ 基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金等の自助努力もまた、老後の生活を支える重要な手段である。

「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。」（新年金法 吉原健二著 より抜粋）

② 国庫負担の意義

- ・ 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。
- ・ また、昭和60年改正において、
 - ① 基礎年金が老後等の保障の基本的部分にあたり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高いこと
 - ② 報酬比例の年金の部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるという批判があったこと
 - ③ 基礎年金導入以前、制度ごとにバラバラの国庫負担率となっていたことに対し、制度間格差の観点から是正が求められていたことから、全国民共通の基礎年金に国庫負担を集中した。

※ 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」を実現。こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、低所得者でも負担できる保険料水準40に抑えるとともに、保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度（免除制度）の実施を可能としている。

基礎年金の給付水準 改定経緯

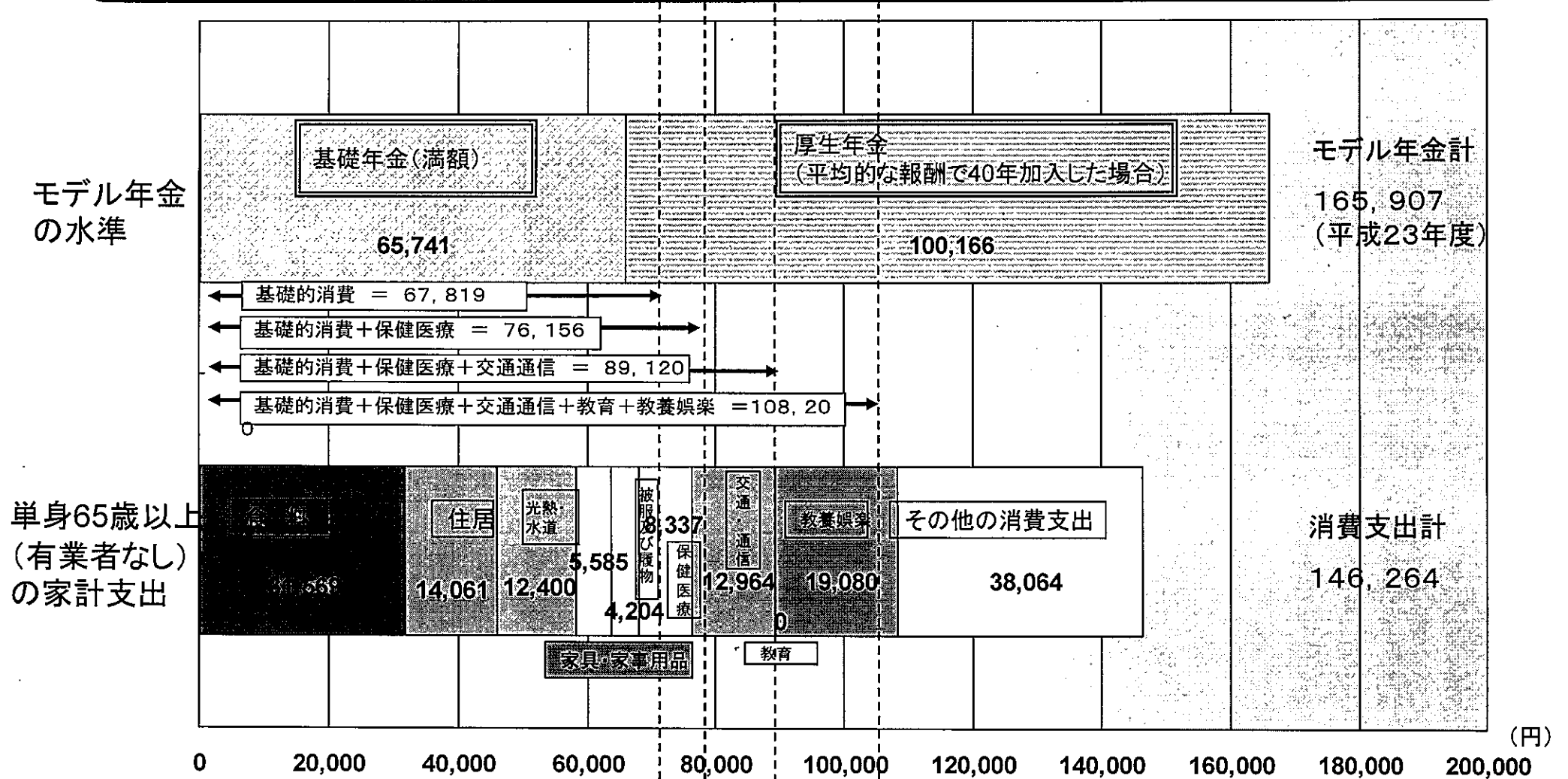
○昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、平成6年改正までは、基礎的消費支出の状況等を勘案して政策改定を実施。 *なお、平成6年改正では、65歳以上単身無業者ではなく全世帯の伸びを勘案する方法に変更。

○平成12年改正以降は、消費者物価上昇率に対応して改定。

○平成16年改正で、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率により、自動的に毎年度改定される仕組みとしつつ、マクロ経済スライドを導入し、2023年度までの間、給付水準を調整。

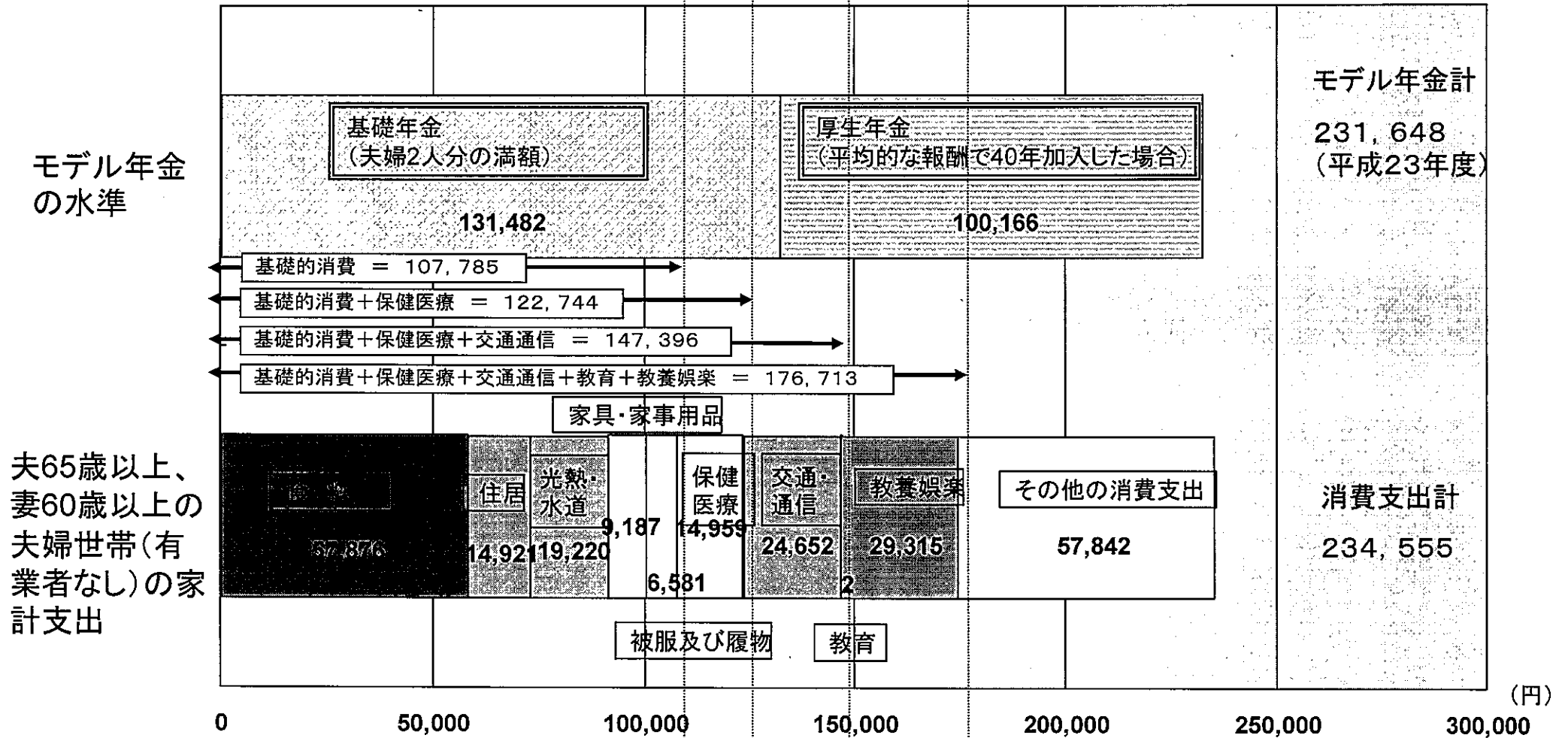
改正年	金額	設定の考え方
昭和60年	600,000円 (月額50,000円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して設定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 47,600円
平成元年	666,000円 (月額55,500円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して改定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 53,100円
平成6年	780,000円 (月額65,000円)	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び等を総合的に勘案して改定。 (参考)全世帯の消費水準の伸び:17.4% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:16.6%
平成12年	804,200円 (月額67,017円)	消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:3.1% 全世帯の消費水準の伸び:0.6% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:1.5%
平成16年	780,900円 * 本来水準 (月額65,075円)	(本来水準)消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:△2.9% 全世帯の消費水準の伸び:△6.1% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:△8.8%
	794,500円 * 物スラ特例 (月額66,208円)	物価スライド特例水準)消費者物価上昇率を勘案して改定するが、物価スライド特例法により、平成11～13年の消費者物価の下落分を据え置いたもの。 (参考)平成11～13年の消費者物価上昇率:△1.7% *平成17年度以降は、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率に基づき自動的に改定。2023年度までマクロ経済スライドで調整。

○ 基礎年金の水準（約6万6千円）を単身高齢者世帯（有業者なし）の家計と比較すると、基礎的な消費支出をカバーするにわずかに足りない水準。



(資料)平成22年家計調査年報(総務省統計局)

○ 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯（有業者なし）の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。



基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意。

◇ 基礎年金月額 65,741円 (夫婦合計：131,482円) (平成23年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成23年度月額、単位：円)

		生活扶助基準額(3級地-2~1級地-1)					
世帯	構成	3-2	3-1	2-2	2-1	1-2	1-1
単身	65歳	62,640	66,260	69,910	73,540	77,190	80,820
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250	49,995	52,740	55,480	58,230	60,970
	夫婦合計額	94,500	99,990	105,480	110,960	116,460	121,940

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

《生活保護と公的年金の役割の違い》

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

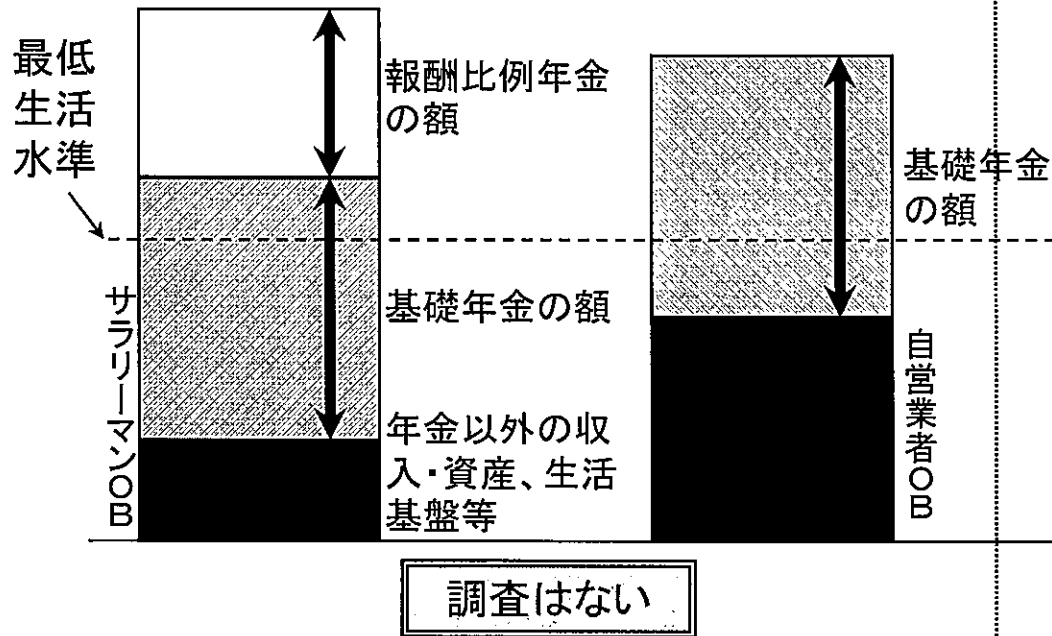
○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方

- 基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
- また、受給時の個々の生活状況にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

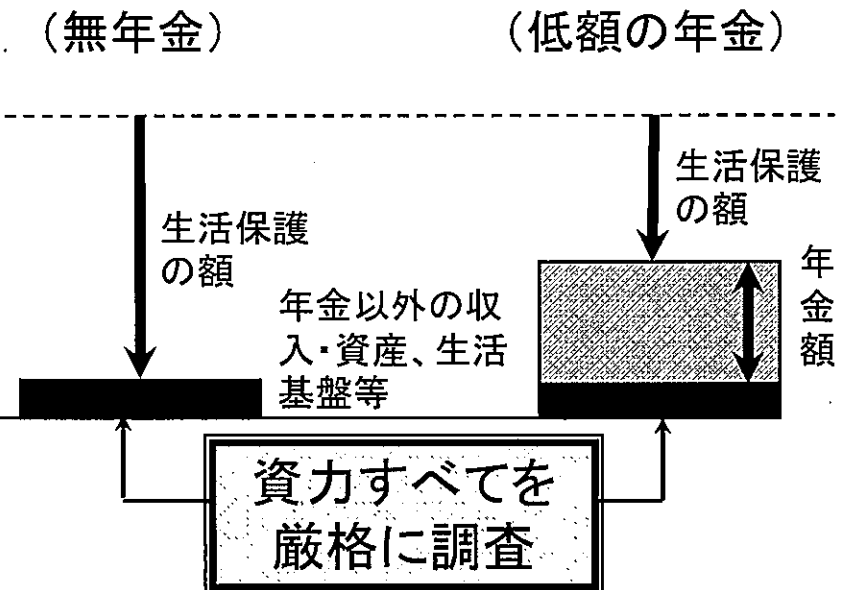
年金の額

その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先



障害年金制度の概要

障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（ともに障害認定日という）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

(注) 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

(注) 20歳前傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（平成23年度）

〈1級障害の場合〉 月額82,175円(年額986,100円) + 子の加算額
..... (老齢基礎年金の満額の1.25倍)

〈2級障害の場合〉 月額65,741円(年額788,900円) + 子の加算額
..... (老齢基礎年金の満額と同額)

子の加算額: 第1子・第2子...月額 各18,916円(年額227,000円)
第3子以降 ...月額 各6,300円(年額75,600円)

障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。
 （1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注） 障害手当金

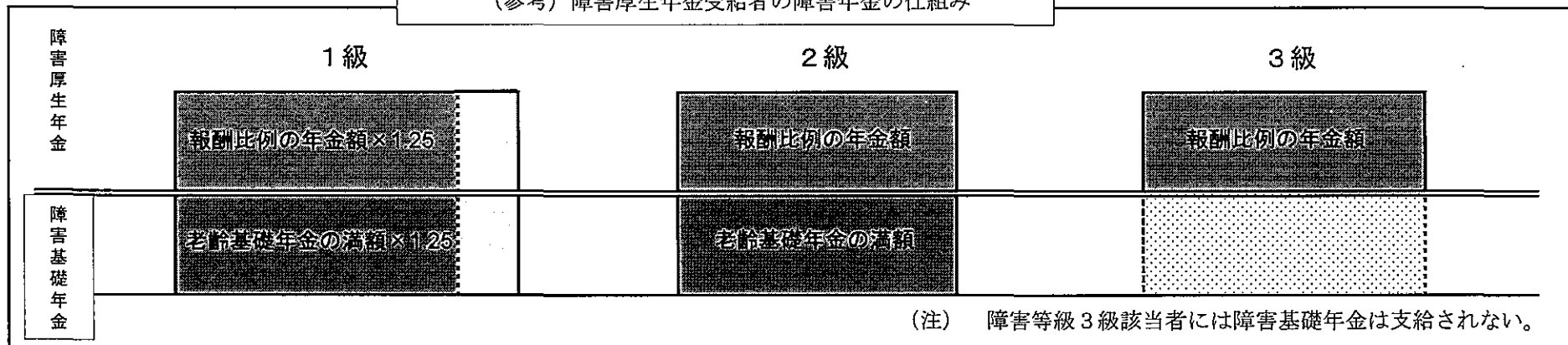
厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

- 〈1級障害の場合〉 $(\text{報酬比例の年金額} \times 1.25) + \text{配偶者加給年金額}$
- 〈2級障害の場合〉 $(\text{報酬比例の年金額}) + \text{配偶者加給年金額}$
- 〈3級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) （ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする）

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。
 ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	両手がない者、両足がない者、両目の矯正視力の和が0.04以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
2級	片手がない者、片足がない者、両目の矯正視力の和が0.05以上0.08以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
3級	—	両目の矯正視力が0.1以下の者、その他

(注) 障害等級の考え方

- 1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害
- 2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害
- 3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

遺族年金制度の概要

遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

(注) ①、②については、保険料の滞納期間が3分の1未満を条件とする。

なお、平成28年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族という。

3. 年金額(平成23年度)

788,900円+子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各227,000円 第3子以降・・・各75,600円

遺族厚生年金

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき

(注) ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。

- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子（つまり、遺族基礎年金を受給できる遺族）
- ② 子のない妻 ③ 孫 ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）

したがって、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給される。子のない妻、孫、夫、父母および祖父母には遺族厚生年金のみが支給される。

3. 現行の選択方法

高齢の遺族配偶者（自らの老齢年金受給権が発生した者）は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と遺族厚生年金の二つの受給権を持つことになる。

現行制度においては、以下の方法で併給調整され年金額が決められる。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給される。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①とともに、その差額が遺族厚生年金として支給される。

A. 遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の3/4）

B. 遺族厚生年金の2/3（配偶者の老齢厚生年金の1/2）と自らの老齢厚生年金の1/2